

日本社会科教育学会倫理綱領に基づく研究ガイドライン

本ガイドラインは、日本社会科教育学会倫理綱領に基づき、会員が研究活動を行う際に留意しなければならない事項について定めたものである。

1. 倫理的配慮

- 1) 研究を実施するにあたり、倫理的問題が生じる可能性を事前に検討しなければならない。
- 2) 研究成果を著書・論文・学会口頭発表等で発表する場合には、社会的に不適切と考えられる用語や差別的表現とされる用語を使用してはならない。
- 3) 人を対象とする研究を実施するにあたっては、所属する研究機関等で研究倫理審査を受けることができる場合、これを受けなければならない。一方で、所属する研究機関等で研究倫理審査を受けることができない場合には、研究対象となる人の人権に十分に配慮した上で、研究を進めるものとする。

2. 調査研究の実施

- 1) 調査票（アンケート用紙）やインタビュー調査の質問項目の文言は、調査対象者の名誉やプライバシー等の人権を侵害するものであってはならない。
- 2) 調査によって得られたデータを偽造・捏造・改竄してはならない。
- 3) 調査票等の調査関係資料及び結果データは、厳重に管理しなければならない。
- 4) 人を対象とした調査を実施する場合には、調査対象者に対して調査目的、内容、公表の可能性、協力は任意であること等を十分に説明し、それらが研究対象者に理解されたことを確認した上で、原則として、文書または口頭で同意を得なければならない。また、途中で回答をやめる権利や、答えたくない質問に答えない権利があることも、調査対象者に伝えなければならない。
- 5) 低学年の児童等、判断能力が十分でない調査対象者に対しては、その理解力に応じた分かりやすい言葉で説明をするように努め、必要に応じて保護者等の同意を得るなど、最大限の配慮に努めなければならない。

3. 研究成果の発表

- 1) 研究成果を発表する際には、個人や学校等の名誉を棄損したり、無用に個人情報を開示したりすることがないように配慮しなければならない。
- 2) 調査によって得られた情報は、本来の目的以外に利用してはならない。
- 3) 事例研究をする場合には、原則として、調査対象者を特定できないように匿名化して、研究成果を公表しなければならない。一方で、調査対象者や学校を始めとする組織を明記する場合には、調査対象者本人或いは組織の長等に、事前に許可を得るものとする。

- 4) 共同研究の成果を発表するにあたっては、その構成員は研究過程と成果への貢献に応じた取り扱いを受けなければならない。研究に直接貢献していないにもかかわらず著者に名前を連ねることや、研究に重要な貢献をしているにもかかわらず研究成果物に氏名を明記しないことは慎まなければならない。
- 5) 共同研究の成果の一部を、他の共同研究者の同意なく単著で発表することは慎まなければならない。
- 6) 学会機関誌等に発表された論文を、単著等に含めて改めて発表する場合には、事前に学会の許可を得なければならない。ただし、学会口頭発表の配布資料や全国研究大会発表要旨集に掲載された論文は、これに当たらないものとする。

4. 論文投稿

- 1) 論文の投稿、あるいは公表については、同一のものを同時に二つ以上の発表媒体で二重に行ってはならない。
- 2) 論文では先行研究の検討を慎重に行い、自説と他説とを峻別することが大切であり、これを怠ると盗作や剽窃として重大な倫理違反になることを強く自覚しなければならない。
- 3) すでに自身によって公表された研究成果の一部を修正して発表する場合には、その旨を明示しなければならない。
- 4) 以前に書いた論文を再利用するにあたって、その分量が広範囲に及ぶ場合には自己剽窃と判断される可能性があるため、適切に対応しなければならない。
- 5) その他、論文を学会機関誌に投稿する場合には、投稿規程及び投稿要領を遵守しなければならない。

5. 査読

- 1) 編集委員会は、査読者の決定、査読協議、投稿者への査読意見の作成・提示、掲載の可否のすべての過程において、査読の公平性と客観性を確保することを念頭に置き、慎重に手続きを進めなければならない。
- 2) 査読は投稿された論文の評価を含むものであるから、査読者は公正かつ客観的に批評するとともに、投稿者の立場を尊重しながら、明確な指摘に心がけなければならない。
- 3) 査読者は編集委員会委員以外に投稿論文を開示したり、内容を教えたりしてはならない。査読者に関する情報は編集委員会のみで共有され、著者や外部に開示してはならない。

6. 書評

- 1) 書評及び図書紹介等は、発刊された研究業績の評価を含むものであるから、評者は公正かつ客観的に批評しなければならない。

7. 学会発表

- 1) 学会発表に際しては、研究が独自性を持つことや、社会科教育研究の発展に資するものであることなどを、事前によく検討しなければならない。
- 2) 学会発表に際しては、他学会等で発表した内容をそのまま、もしくは一部改編したのみで発表することは慎まなければならない。また、他学会等での発表の一部を使用する場合には、論文と同様、引用元を明示するなどの工夫をして適切に対応しなければならない。

8. ハラスメント

- 1) 対象を特定し、もしくは特定せずに、不当な中傷を行ってはならない。
- 2) 研究活動において、セクシャル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント等、いかなるハラスメント行為を行ってはならない。

付則

1. 本ガイドラインは、2022年10月22日より施行する。
2. 本ガイドラインの変更は、日本社会科教育学会常任委員会の議を経るものとする。